

地方独立行政法人宮城県立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員及び職員（第7条－第12条）
- 第3章 理事会（第13条－第16条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第17条－第20条）
- 第5章 資本金等（第21条・第22条）
- 第6章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、宮城県の医療政策として求められる高度・専門医療を提供するとともに、医療に関する調査及び研究を行い、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、宮城県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を宮城県名取市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、宮城県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により宮城県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

第2章 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は宮城県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(役員任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長、副理事長及び理事の任期は4年とする。ただし、補欠の役員(監事を除く。)の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第11条 理事長、副理事長、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員任命)

第12条 職員は、理事長が任命する。

第3章 理事会

(設置及び組織)

第13条 法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、副理事長及び理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 定款の変更に関する事項

二 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

三 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 診療科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項

七 その他法人の運営に関し理事長が重要と認める事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第17条 法人が設置する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
宮城県立精神医療センター	名取市
宮城県立がんセンター	名取市

(業務の範囲)

第18条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危機が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により宮城県から法人に対し出資されたものとされる額とする。ただし、宮城県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として宮城県が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により宮城県からの出資に係る不要財産を宮城県に納付した場合は、法人は同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

2 宮城県からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第22条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、宮城県に帰属する。

第6章 雑則

(規程への委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第21条関係）

1 土地

所在地	面積（平方メートル）
名取市手倉田字山180番1	8,936.68
名取市手倉田字山180番5	420.00
名取市手倉田字山190番	13,490.69
名取市箱塚一丁目66番1	12,482.00
名取市箱塚一丁目78番1	18,690.81
名取市箱塚一丁目80番1	4,661.00
名取市箱塚一丁目107番1	3,186.00
名取市箱塚一丁目107番3	81.00
名取市箱塚一丁目114番1	4,340.00
名取市箱塚一丁目114番2	723.00
名取市愛島塩手字野田山27番1	36,314.39
名取市愛島塩手字野田山33番	26,239.66
名取市愛島塩手字野田山47番1	6,735.67

2 建物

施設名	所在地	延べ床面積 (平方メートル)	
宮城県立精神医療センター	管理棟	名取市手倉田字山無番地	3, 356.62
	厨房棟	名取市手倉田字山無番地	828.90
	閉鎖病棟	名取市手倉田字山無番地	2, 514.22
	東開放病棟	名取市手倉田字山無番地	2, 237.39
	西開放病棟	名取市手倉田字山無番地	2, 429.70
	生活療法棟	名取市手倉田字山無番地	1, 024.22
	リハビリテーションセンター	名取市手倉田字山無番地	1, 373.08
	精神科救急医療棟	名取市手倉田字山無番地	873.80
	ボンベ庫	名取市手倉田字山無番地	21.97
	営繕倉庫	名取市手倉田字山無番地	26.49
	霊安室	名取市手倉田字山無番地	29.93
	車庫	名取市手倉田字山無番地	43.55
	油庫	名取市手倉田字山無番地	4.83
	ポンプ室	名取市手倉田字山無番地	36.00
	ゴミ置場	名取市手倉田字山無番地	19.87
	消毒槽	名取市手倉田字山無番地	7.59
	濾過装置上屋	名取市手倉田字山無番地	4.83
浄化槽機械室	名取市手倉田字山無番地	23.12	
宮城県立がんセンター	本館	名取市愛島塩手字野田山47番1	23, 500.02
	研究棟	名取市愛島塩手字野田山47番1	4, 977.38
	附属棟	名取市愛島塩手字野田山47番1	277.20
	院内保育所	名取市愛島塩手字野田山47番1	275.04
	院内保育所	名取市愛島塩手字野田山47番1	22.35
	カルテ保存庫	名取市愛島塩手字野田山47番1	239.11
	緩和ケア病棟	名取市愛島塩手字野田山47番1	1, 640.50
	プロパン庫	名取市愛島塩手字野田山47番1	30.15
	車庫	名取市愛島塩手字野田山47番1	153.10
	特殊排水処理棟	名取市愛島塩手字野田山47番1	181.72
	受水槽ポンプ槽	名取市愛島塩手字野田山47番1	15.00
	焼却場	名取市愛島塩手字野田山47番1	31.50
	給気塔	名取市愛島塩手字野田山47番1	24.80
	酸素マニホールド室	名取市愛島塩手字野田山47番1	6.54